

雇用保険の失業等給付を受給するみなさまへ

緊急事態宣言発令に伴う 失業の認定の取扱いについて

新型コロナウイルス感染防止のため、現在、**郵送での証明認定**が利用できます。

郵送での証明認定を希望される場合には、下記にご留意ください。

- ◎ 郵送していただく期間は、**次回認定日から7日以内**までに以下の書類を下記の郵送先あてに郵送してください。

【同封していただくもの】

- ☆ **雇用保険受給資格者証**（雇用保険説明会中止等により交付されていない方は不要。）
 - ☆ **失業認定申告書**（太枠内を必ず記載してください。「雇用保険の失業給付受給資格者のしおり」を参照。）
 - ※ 備考欄に「感染拡大懸念のために失業認定日に来所できない」とご記入ください。
 - ☆ 「ご本人様あての返信用封筒」（郵便番号・住所・お名前をお書きください）※返信切手（84円）の貼付にご協力ください。
 - ☆ **感染懸念のため所定の求職活動が出来ない場合には、「求職活動に関するアンケート」**にもお答えいただき、ご同封ください。
- ◎ 記載が不備な場合は、電話により確認させて頂く必要があり、処理に時間を要することとなりますのでご注意ください。
 - ※ 支給処理後は、ご自宅あてに雇用保険受給資格者証及び次回認定日用の失業認定申告書を送付いたします。

なお、**引き続き、来所による認定は可能です。**

来所による認定を希望される方は、次回認定日の指定された時間にご来所ください。

必ず**マスクを着用のうえご来所**いただきますようお願いいたします。

ご不明な点は、管轄のハローワーク給付係までご連絡ください。

求職活動に関するアンケート

感染を懸念する等の理由により前回の認定日から昨日までの間に規定の求職活動を行うことが出来なかった者については、以下の項目についてご回答ください。

1 前回の認定日から昨日までの間に行おうと考えた求職活動は何ですか。

- a) ハローワーク等での職業相談
- b) 希望した求人への申し込み
- c) 希望したセミナー等への申し込み
- d) 職業訓練等(教育訓練を含む)への申し込み
- e) その他()

2 1が行えなくなったことに伴い、どのような準備をしましたか。

- a) インターネット等(広告、折り込みチラシ等)で求人を検索
- b) インターネット等で各種セミナー情報等を検索
- c) インターネット等で職業訓練等を検索
- d) その他()

3 今後求職活動が可能となった場合に行おうと考えている求職活動は何ですか。

- a) ハローワーク等での職業相談
- b) 希望した求人への申し込み
- c) 希望したセミナー等への申し込み
- d) 職業訓練等(教育訓練を含む)への申し込み
- e) その他()